

議案第 84 号

三田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

三田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(三田市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 三田市国民健康保険税条例(昭和32年三田町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項中「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改める。

(三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成26年三田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

付則第1項に次のただし書を加える。

ただし、付則第14項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。